

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

深刻な多重債務問題を解決するため、平成 18 年 12 月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引き下げや、収入の 3 分の 1 を超える過剰貸付契約の禁止（総量規制）などを盛り込んだ同法が、来年 6 月までに完全施行される予定となっています。

改正貸金業法成立後、国は多重債務者対策本部を設置し、同本部は、多重債務相談窓口の拡充、セーフティネット貸付の充実、ヤミ金融の撲滅、金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定しました。同プログラムの策定を受けて、地方においても、行政や民間団体がともに多重債務問題に取り組み、これによって多重債務者が大幅に減少するなど、着実にその成果が現れています。

一方、改正法の施行後、消費者金融の契約数の減少や、資金調達が制限された中小企業の倒産という背景の中で、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調が出てきています。しかし、これらは、再び多重債務者の急増を招きかねず、決して許されるべきではありません。改正貸金業法を完全に施行した上で、相談体制の拡充、セーフティネット貸付の充実及びヤミ金融の撲滅などを図ることこそが必要とされる施策です。

よって、国において次の事項を実現するよう強く要望します。

- 1 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の充実を支援すること。
- 3 個人及び中小業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
- 4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。
- 5 多重債務者発生予防のための金融経済教育を強化すること。

以上地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 21 年 12 月 14 日

名取市議会議長 佐藤 賢祐

内閣総理大臣 殿

総務大臣 殿

金融担当大臣 殿

消費者及び食品安全担当大臣 殿

国家公安委員会委員長 殿

衆議院議長 殿

参議院議長 殿